

I K G の  
旅館経営再生塾

第一三回

銀行に頼るな！

資金調達第六弾

「個人債券」の発行

（執筆）飯島 賢二

有限会社の場合には社債契約ができないので、法的根拠としては民法上の貸借契約による「個人債券」を発行する方法である。今回の事例も新聞紙上で紹介されていたが、天然酵母パン専門店の開業事業例がある。

少人数私募債は、発行に当たっていくつかの条件があつた。その基本的前提は、発行者が株式会社であることであつた。

東京都内でパン店を経営する会社、今回は天然酵母パン専門店を新たに開業する計画だが、どうしても四百五十万円、開業資金が調達できなかった。そこでこの社長、不

足分を個人債券での調達の発行ができるのは、株式会社ということであり、それ以外の法人はどうしたらいいのだろうか？旅館業の中には、有限会社形態の法人がかなりあるが、今回は、その場合の話をしてみたい。

を考えた。一口一〇万円、期間は四年で、金利は年五%相当分のパンで支払う。年四回の利息の代わりに、焼きたてのパンは逆に評判を生み、見事五〇口分の資金調達ができたという。

結論から言えば、有限会社でも、少人数私募債とほぼ同様な「個人債券」としての資金調達が可能である。

なかなかの、グッドアイデアである。旅館なら更に楽しい「企画」ができそうである。